

平成23年度京都広報賞実施要綱

- 1 主 催 京都府広報協議会・京都府
- 2 目 的 会員（市町村、組合、団体）の広報・広聴行政の発展、向上を図る。
- 3 表 彰
 - (1) 広報紙ほか各部門
《広報紙の部》
 - ①対 象 平成23年1月から平成23年12月15日までに会員が発行した広報紙（特集号（例えば正月号）は除く。）を対象とする。全戸配布を目的に年に4回以上定期的に発行するもので、臨時増刊号やグラフ誌及び有料販売のものを除く。
 - ②賞
 - ・知事賞 2
（市の部、町村の部）
 - ・会長賞 2（知事賞に同じ）
 - ・特別賞（該当のある場合）
 - ③応募方法 封筒に「京都広報賞（広報紙）参加作品」と朱書きし、10部を事務局あて送付すること。
企画・編集意図及びレイアウト・文章・見出し・写真など特に工夫した点等を付記した調査票様式1を添付すること。
 - ④応募数 1点
 - ⑤選 考 専門の審査委員を委嘱し、次の⑥審査の基準に基づいて選考する。
 - ⑥審査の基準 次の各項目を通して、総合的に優秀な作品を選考する。
 - (ア) 企 画
 - (a) 広報意図が十分表現されているか。
 - (b) 施策を住民の側に立ってタイミングよく広報しているか。
 - (c) いわゆる「住民の登場」に配慮し、住民に親しまれ、役立つ内容を広報しているか。
 - (d) 議会や予算、決算などの内容を積極的に広報しているか。
 - (イ) 編 集
 - (a) 読む意欲がわくようにレイアウトされているか。
 - (b) 見出しの表現、字数、大きさは適切であるか。
 - (c) 写真、カット、マンガなどが積極的に扱われているか。

(ウ) 文 章

- (a) 住民に訴えようとする主題が一読して理解できるか。
- (b) できるだけ短い文章で、わかりやすく書かれているか。
- (c) 漢字、送りがな、句読点等が正しく使われているか。

(エ) 写 真

- (a) 広報内容にマッチした写真であり、訴えようとする意図が的確に表現されているか。
- (b) トリミングや写真技術は適切か。

《写真の部》

①対 象 平成 23 年 1 月から平成 23 年 12 月 15 日までに会員が広報紙に掲載した写真を対象とする。(写真現物でなく、写真が掲載された広報紙自体が対象)

②賞 一枚写真の部、組み写真の部ごとに知事賞 1、会長賞 1

③応募方法 封筒に「京都広報賞(写真)参加作品」と朱書し、写真の掲載された広報紙5部と作品参考用として写真現物2部(サイズ自由・該当個所明示)を事務局あて送付すること。

撮影意図等を付記した調査票様式2を添付すること。

(ア) 一枚写真の部

広報紙の表紙および記事の中頁にて、写真一枚で表現しているものが対象。

(イ) 組み写真の部

広報紙の記事中1頁または見開き頁にて、複数の写真で表現しているものが対象。

④応募数 一枚写真、組み写真併せて2点まで応募可。

(例)「一枚写真1点・組み写真1点」「組み写真2点のみ」等
ただし、「一枚写真1点・組み写真1点」の場合は同じテーマでのエントリーは除く

⑤応募資格 広報担当職員

⑥選 考 専門の審査委員を委嘱し、次の⑦審査の基準に基づいて選考

⑦審査の基準

- (ア) 広報意図が十分表現されているか。
- (イ) 広報目的にふさわしい情景をとらえているか。
- (ウ) 撮影技術は適切か。
- (エ) トリミング、レイアウトは適切か。

《映像の部》

- ①対 象 平成 23 年 1 月から平成 23 年 12 月 15 日までに作成された市町村広報映像。
6～7 分程度の作品。長くても 30 分以内の映像作品とする。
- ②賞 知事賞 1、会長賞 1
- ③応募方法 封筒に「京都広報賞（映像）参加作品」と朱書し、ビデオテープあるいは DVD 2 本・枚を事務局あて送付すること。
主な内容、制作意図、放映方法（放送局、端末機、貸出用）等を付記した調査票様式 3 を添付すること。
なお、参加作品はビデオテープの場合は VHS のビデオテープに収録されたものとする。また、DVD で提出する場合は記録メディアは DVD-R とし、記録方式は DVD（ビデオモード）とし、必ずファイナライズ（他の DVD 再生専用機器でも見ることができる）処理をすること。なお、コピーガードがかかっていないものとする。
- ④応募数 2 点
- ⑤選 考 専門の審査委員を委嘱し、次の⑥審査の基準に基づいて選考
- ⑥審査の基準
- (ア) 広報目的にふさわしい企画であるか。
 - (イ) 広報テーマに基づき意図を適切に構成、表現しているか。
 - (ウ) 映像、音声、コメントなど編集の技術が活用されているか。
 - (エ) BGM、スーパーなど多彩な取組がされているか。

(2) 広報功労者

- ①対 象 次のいずれの基準にも該当する職員
- (ア) 広報・広聴実務に 7 年以上従事し、かつ職員として 10 年以上在職した者（平成 23 年 12 月 31 日現在）
 - (イ) 常に、主として広報・広聴業務に研究的態度で従事し、その実務を通じて行政広報・広聴の発展、向上に貢献した功績が顕著な者
 - (ウ) 過去に広報功労者表彰を受賞したことがない者
- ②賞 会長賞
- ③被表彰者の推薦
各団体は別紙推薦調書により該当者を推薦すること。
推薦調書は各地区の幹事を通じて事務局あて送付すること。
- ④選 考 各地区幹事を通じて推薦された候補者について幹事会で審査し、決定する。

(3) 優良団体

- ①対 象 広報・広聴を積極的に進め、全国広報コンクールで優秀な成績を収めるなど他の団体の模範となる団体
- ②賞 知事賞
- ③選 考 必要に応じて幹事会で選考する。

4 その他

- (1) 表彰式は、平成 23 年度京都府広報広聴研究大会で行う。
- (2) 広報紙ほか各部門の選考に当たっては、応募内容により該当なしとすることがある。
- (3) 広報紙、写真、映像の部で知事賞を受けた作品を全国広報コンクールに京都府代表として推薦する（推薦団体は、社団法人日本広報協会の会員であることが条件）。